

大和市告示第60号

高齢福祉課の所管に係る地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

高齢福祉課の所管に係る地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(大和市成年後見制度申立等費用助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市成年後見制度申立等費用助成事業実施要綱(平成21年大和市告示第105号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱の一部改正)

第2条 大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱(平成10年大和市告示第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ア中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱第2条第1号アの改正規定は、平成26年4月1日から施行する。